

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく
長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料

【 一戸建て住宅 】

審査規模	新築		増築又は改築	
	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり
100平方メートル以内のもの	45,000	15,000	69,000	26,000
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	67,000	23,000	103,000	38,000
200平方メートルを超えるもの	89,000	31,000	138,000	52,000

備考 床面積は、建築しようとする住宅の床面積とします。ただし、認定を受けた建築物の計画を変更して建築物にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とします。

【 共同住宅又は長屋住宅 】

□ 建築物の床面積に応じた額と認定住戸の床面積に応じた額の合計額

審査規模	新築				増築又は改築			
	建築物の床面積に応じた額		認定住戸の床面積に応じた額		建築物の床面積に応じた額		認定住戸の床面積に応じた額	
	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり
500平方メートル以内のもの	63,000	17,000	41,000	14,000	94,000	26,000	61,000	22,000
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	99,000	26,000	67,000	24,000	148,000	40,000	100,000	36,000
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	208,000	53,000	120,000	40,000	311,000	80,000	179,000	62,000
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	363,000	80,000	223,000	75,000	542,000	122,000	334,000	115,000
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	634,000	118,000	370,000	125,000	945,000	181,000	554,000	193,000
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	1,168,000	214,000	687,000	229,000	1,741,000	328,000	1,030,000	352,000
2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの	1,692,000	298,000	956,000	314,000	2,522,000	457,000	1,433,000	482,000
3万平方メートルを超えるもの	2,083,000	367,000	1,159,000	374,000	3,105,000	563,000	1,737,000	575,000

備考 建築物の床面積に応じた額の床面積は、建築しようとする建築物の床面積とします。また、認定住戸の床面積に応じた額の床面積は、認定を受けようとする住戸に係る床面積とします。ただし、認定を受けた建築物の計画を変更して建築物にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とします。

【その他】

	新築	増築・改築
長期優良住宅促進法第8条の規定に基づき法第5条第4項第4号イ及びロ又は第5号イ及びロに掲げる事項のみの変更	15,000	26,000
長期優良住宅促進法第9条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更	15,000	
長期優良住宅促進法第10条の規定に基づく地位の承継承認	15,000	

※評価書面とは、住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面をいいます。

※長期優良住宅促進法第6条第2項の規定による申出(建築確認申請同等の申出)がある場合は、建築確認審査手数料同等額が必要となります。